

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
19	健康増進に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

港区は、健康増進に関する事務において、特定個人情報の漏えいその他の事態が発生するリスクを軽減させるために適切な措置を講じることで、区民等のプライバシー等への権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

港区長

公表日

令和5年6月21日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	健康増進に関する事務
②事務の概要	<p>健康増進法、母子保健法及び港区個人番号の利用並びに特定個人情報の保護及び提供に関する条例(平成27年6月30日条例第28号)に基づき、下記の事務を行う。</p> <p><法定事務></p> <p>①基本健康診査 ②がん検診 ③骨粗しょう症検診 ④肝炎ウイルス検診 ⑤お口の健康診査 ⑥3～4か月児健康診査 ⑦6か月児健康診査9か月児健康診査 ⑧1歳6か月児健康診査 ⑨3歳児健康診査 ⑩精密健康診査 ⑪健診未受診者への受診勧奨 ⑫新生児訪問指導 ⑬4か月児育児相談 ⑭母子歯科保健事業</p> <p><独自利用事務></p> <p>⑮がん検診において、法定事務として行う検診以外の検診。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・喉頭がん検診 ・前立腺がん検診 ・口腔がん検診 <p>上記に挙げた事務において、特定個人情報を取り扱う具体的な事務処理は次のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健(検)診受診情報・通知送付履歴等の照会 ・年齢、性別、資格情報、過去の受診記録から健(検)診対象者を抽出し、通知物等の印字・発送を行う。 ・健(検)診受診券等の発行申込に対し、対象者であることを確認の上、発行を行う。 ・健(検)診の予約申込に対し、対象者であることを確認の上、予約情報の入力を行う。 ・健(検)診結果のエラーチェックを行い、入力・取込を行う。
③システムの名称	1健康管理システム 2システム共通基盤
2. 特定個人情報ファイル名	
健康増進ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)第9条第1項 別表第一第49項・・・⑥～⑭、第76項・・・①～⑤</p> <p>2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府、総務省令第5号) 第40条・・・⑥～⑭、第54条・・・①～⑤</p> <p>3 港区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年港区条例第28号) 第4条別表第一第9項・・・⑮</p>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>【提供】</p> <p>1 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二の102の2の項 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第50条(健康増進法関係)</p> <p>【照会】</p> <p>1 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二の102の2の項 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第50条(健康増進法関係)</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	みなと保健所 健康推進課
②所属長の役職名	健康推進課長

6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒108-8315 東京都港区三田1丁目4番10号 みなと保健所 健康推進課
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	みなと保健所 健康推進課 健康づくり係 電話番号 03-6400-0083

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[10万人以上30万人未満]
	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]
	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]
	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び重点項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[特に力を入れて行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年12月21日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ② 事務の概要	(仮)港区個人番号の利用並びに特定個人情報の保護及び提供に関する条例	港区個人番号の利用並びに特定個人情報の保護及び提供に関する条例(平成27年6月30日条例第28号)	事後	条例制定による条例名の修正
平成27年12月21日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ② 事務の概要	⑮基本健康診査において、法定事務として行う対象者以外の者へ実施するもの。 ・75歳以上で、後期高齢者医療の被保険者。	削除	事後	番号法改正による削除
平成27年12月21日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ② 事務の概要	⑯がん検診において、法定事務として行う対象年齢以外の者へ実施するもの。 ・胃がん検診(35歳～39歳)・大腸がん検診(35歳～39歳)・乳がん検診(30歳～39歳の女性) または、法定事務として行う検診以外のがん検診 ・喉頭がん検診・前立腺がん検診 ⑰骨粗しょう症検診において、法定事務として行う対象年齢以外の者へ実施するもの。 ・20歳以上の女性、40、45、50、55、60、65、70歳以上の者 ⑱肝炎ウイルス検診において、法定事務として行う対象年齢以外の者へ実施するもの。 ・39歳以下の者 ⑲お口の健康診査において、法定事務として行う対象年齢以外の者へ実施するもの。 ・20歳未満の妊婦・20歳以上で、40、50、60、70歳以上の者	⑮がん検診において、法定事務として行う検診以外の検診。 ・喉頭がん検診 ・前立腺がん検診	事後	「法定事務として行う対象年齢以外の者へ実施する」としていたものを、法定事務に含まれるものとして整理
平成27年12月21日	I 関連情報 3.個人番号の利用 法令上の根拠	3 (仮)港区個人番号の利用並びに特定個人情報の保護及び提供に関する条例・・・⑮～⑲	3 港区個人番号の利用並びに特定個人情報の保護及び提供に関する条例(平成27年6月30日条例第28号)・・・第11条の2第1項別表第1第9項⑮	事後	条例制定による条例名の修正と、独自利用事務を整理したことによる対象番号の削除
平成29年4月1日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ② 事務の概要	⑮がん検診において、法定事務として行う検診以外の検診。 ・喉頭がん検診・前立腺がん検診	⑮がん検診において、法定事務として行う検診以外の検診。 ・喉頭がん検診・前立腺がん検診・口腔がん検診	事後	口腔がん検診の追加
平成29年4月1日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当部署 ②所属長	健康推進課長 村山 正一	健康推進課長 白井 隆司	事後	人事異動に伴う変更
平成29年5月22日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象人数 2.取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年3月1日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	しきい値を再確認したため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年4月1日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当部署 ②所属長	健康推進課長 白井 隆司	健康推進課長 近藤 裕子	事後	人事異動に伴う変更
平成30年4月1日	II しきい値判断項目 1.対象人数 2.取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年4月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	しきい値を再確認したため
平成31年4月1日	平成31年1月版様式2に変更			事後	様式変更のため
平成31年4月1日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当部署 ②所属長	健康推進課長 近藤 裕子	健康推進課長	事後	氏名記載不要となったため
平成31年4月1日	II しきい値判断項目 1.対象人数 2.取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	しきい値を再確認したため
平成31年4月1日	IV リスク対策 全項目を新規記載			事後	様式変更のため
令和2年4月1日	II しきい値判断項目 1.対象人数 2.取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	しきい値を再確認したため
令和3年4月1日	II しきい値判断項目 1.対象人数 2.取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	しきい値を再確認したため
令和3年12月1日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	1、2 略	1、2 略 3中間サーバー連携システム 4中間サーバー	事前	法例改正による追加
令和3年12月1日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ①実施の有無	記載なし	実施する	事前	法例改正による追加
令和3年12月1日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	記載なし	【提供】 1 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二の102の2の項 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第50条(健康増進法関係) 【照会】 1 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二の102の2の項 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第50条(健康増進法関係)	事前	法例改正による追加

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年12月1日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象人数 2.取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年6月30日時点	令和3年12月1日時点	事前	しきい値を再確認したため
令和5年6月21日	I 関連情報 3個人番号の利用 法令上の根拠	3 港区個人番号の利用並びに特定個人情報の保護及び提供に関する条例(平成27年港区条例第28号) 第11条の2 別表第一第9項… ⑮	3 港区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年港区条例第28号) 第4条 別表第一第9項… ⑮	事後	条例改正のため
令和5年6月21日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象人数 2.取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年12月1日時点	令和5年4月1日時点	事前	しきい値を再確認したため